

180-衆-東日本大震災復興特別委員会…8号 平成24年07月26日

※被災地での医療費・介護保険料の免除措置等について答弁

○小野寺委員 女川にしても南三陸にしても、ようやく、これからかさ上げして、今まで何もなかった町に初めてお店や工場ができてくる、そういう状況であります。財務大臣も、地元から相当強い要請が来ていると思います。間違いなく応援してくれると思いますので、ぜひ、私としては、今年度中に予備費でも対応して、まず次の方の希望をつないでいただくこと、そして二十五年度にはまたしっかり予算をつけていただくこと、特に今回、復興事業のさまざまな見直しの中で、約一兆一千億、これは利用しなくてもよかった額が出たというふうに伺っております。こういうものを再度活用する、もともとの原資はあるわけですから、これを回していただければしっかり対応できるのではないかと考えております。

さて、次に、医療費の窓口負担の免除、それから介護保険の利用料の免除の延長について、厚労省にお伺いをしたいと考えております。

おかげさまで、従前から、医療費の窓口負担あるいは介護保険の利用料の免除というのは延長をずっと続けていただいております。そして、懸念がございました、ことし九月三十日でこれが切れてしまう、この通常状況から、今回また来年の三月三十一日まで基本的には延長していただけるというお話を、おとといですね、政府の通達ということでいただきました。私どもとしたら、まだ全然復興ができていないという中で、ぜひこれを延長していただきたいと思うんですが、実はその中に少し、えっということがございます。

この延長はする、延長はするんだけど、その負担というのは、今まで国が十分の十、全額負担をしていました。ところが、今回の通達の中では、十分の十ではなくて十分の八に、これは、従来の低所得者対策と同じように、十分の八に国が出すお金を削る、実はこういう通達になっております。

被災している自治体は、今、もうない袖は振れないような状況になっています。これでいて、通常状況と同じように、十分の二は自治体で負担せよというのはおかしい。私は、三月三十一日まで延長するんだったら、すばっと十分の十、そこまで延長するというのをしっかりしていただきたいと思いますが、厚労省、いかがでしょうか。

○辻副大臣 小野寺委員より御指摘をいただきました国保と介護保険の減免措置につきましては、東電福島原発事故に伴います国による避難指示等が行われた区域以外の被災者に対しましては、平成二十四年九月末まで減免に要した費用の全額を国が財政支援することにいたしております。

これは、阪神・淡路大震災の際には、震災発生後一年間減免措置に対する特別の財政支援をしていたことから、当初一年間の特別の財政支援を行うこととしていたところでありますけれども、今次被害の甚大さに鑑みまして、被災状況を反映した被災後の所得が判明し、保険料や自己負担額が被災後の所得に応じたものとなる時期まで約半年間、特別に減免のための財政支援を延長させていただいたものでございます。

平成二十四年十月以降は、保険者の判断により、御指摘もございましたような、既存の制度の仕組みを活用して、財政負担が著しい場合に十分の八以内の額を支援することにしているところでございます。

厚生労働省といたしましては、限られた財源の中で、他の一般の災害との均衡も踏まえまして財政支援を行うことにしているところでございます。平成二十四年十月以降も減免措置を継続するかどうか、またその対象範囲につきましては、市町村が最終的に判断をしていただくことになる、ということでございます。

○小野寺委員 市町村は、これは減免を延長せざるを得ないですよ。していいよと言われたら、それはしますよ。でも、結局その二割負担は市町村がかぶることになるでしょう。

結局、皆さんは市町村に責任を預けて、市町村の判断でできますから、恐らく住民にはこう言います。市町村はそれを受けざるを得ない。だけれども、お金がない。こういう、責任を市町村に預けるようなやり方はやめていただきたいんです。基本的には、国が三月三十一日までやりまますよ、そしてお金も出しますよ、これが普通じゃないですか。だったら、やりません、九月三十日で終わりですとはっきりびちっと言ってくださいよ。

こういう、責任を市町村に押しつけて、市町村を悪者にするような言い方が私は一番ひきょうだと思えます。もう一度お答えください。

○辻副大臣 先ほども申しましたように、特別の状況、被害の状況に鑑みまして、阪神・淡路大震災と比べまして半年間、全額国が財政負担をするということをやらせていただいたところでございますけれども、他の一般の災害との均衡ということもござります。そういった中で、従来の現行制度の枠組みの中で、十分の八の財政支援という枠組みの中で対応していただく、そういうことにさせていただいたところでございます。

○小野寺委員 大臣にお伺いしますが、いまだに仮設に住んで、そして立ち上がれない人がほとんどです。まだ復興住宅もできていません。こんな状況で、今お話しされたように、表面上は来年三月三十一日まで市町村の判断でやっていいですよといいながら、金は国の方では十分の八しか出さない。こういう役人の非常に冷たいやり方、こういうことは許しちゃいけないと思うんです。

大臣にお伺いします。ぜひ、この十分の八を十分の十まで引き上げていただく、これをお願いしたいと思います。

○平野（達） 国務大臣 今の答弁にもあったと思えますけれども、十分の八を十分の十にするかどうかは別として、当該被災自治体の財政に圧迫を与えない、今回の災害によって財政が非常に傷む、こういう状況がないように地方財政措置はしっかりするという御答弁もあったかと思えます。こういった方向で対応するというところでござりますから、その動きを私としては見守りたいというふうに思います。

(中略)

○高橋（千） 委員 日本共産党の高橋千鶴子です。

復興特が久々に開かれたという声が午前から次々出されました。私も本当にそう思います。東日本大震災から五百日以上がたった。課題はやはり時々によって変わっていくわけです。制度や予算が整っても、現場ではさまざまな矛盾が生じています。ぜひとも、委員長にも委員各位にもお願いをしますけれども、定期的に復興特を行って、被災者に寄り添った支援、そして復興に国会も役割を果たしていきたい、このように思います。

そこで、きょうは、午前から被災地出身の議員が次々と登壇しまして、ダブっているものもあるんですけれども、私も、被災地からの切実な要望を踏まえて質問させていただきたいと思えます。

最初に、医療費の窓口負担、保険料の減免制度の問題、先ほど小野寺委員も取り上げましたけれども、七月二十四日付で、東日本大震災被災者の医療費、介護保険の窓口負担と保険料等の減免制度の延長について事務連絡が出されました。

しかし、これは、延長といいましても、実際はどこが違うのか、つまり、もとに戻っただけなのではないかと思うわけであります。宮城県議会でも意見書が採択されています。地元紙の報道では延長が決まったかのように書いているわけですね。八割の負担で、二割は自治体負担じゃないかということを書いているんですけども、ただ、それは、今までの災害での減免制度でも基本的には同じであって、ですから、原発事故の避難区域を除いては十月でこの制度をやめるということになりませんか。このことを確認したいと思います。

○辻副大臣 御指摘いただきました医療費、介護保険の窓口負担、保険料等の減免につきまして、先ほどの御議論もあったわけでありますけれども、東電福島原発事故に伴う国による避難指示等が行われた区域以外の被災者は、平成二十四年九月末まで減免に要した費用の全額を国が財政支援することにさせていただいているところでございます。

これは、阪神・淡路大震災のときには、震災発生後一年間減免措置に対する特別の財政支援をしていたことから、当初一年間の特別の財政支援を行うこととしていたところでありますけれども、今次、東日本の大震災に伴う被害の甚大さに鑑みまして、被災状況を反映した被災後の所得が判明し、保険料や自己負担額が被災後の所得に応じたものになるまで、さらに約半年間、特別に減免のための財政支援を延長したものでございます。

平成二十四年十月以降は、九月まで行われる国による全額の財政支援は延長いたしませんけれども、保険者の判断により、一部負担金等の減免措置を行った場合に財政支援できる既存の国保制度の仕組みを活用いたしまして、財政負担が著しい場合に十分の八以内の額を支援するということにさせていただいているところでございます。

○高橋（千）委員 結局、保険者の判断であるということ、そして既存の制度の活用であるということ、これは何か延長になったように期待を持たせるんですけども、結局はそうではないということが改めて確認をされたかと思うんです。

でも、説明をされてきたように、これまで国が十分の十出して支援をしてきたことの状況と今被災地の状況は変わっているか、そうではないだろうということが言いたいわけであります。

資料の一枚目を見ていただきたいと思います。

宮城県の保険医協会のアンケート、窓口一部負担金免除に関する患者さんのアンケートなわけですね。もちろん、免除がなくなる十月からどうするかということに対して、まだこれにはついていませんけれども、回数を減らす、あるいはかからなくすると答えた方が三割いるんですね。その理由の七割が、やはり医療費の負担というふうになっています。

その内訳をちょっとこの資料にしたんですけども、まず見ていただきますと、上の方は、一部負担の免除によって医療機関のかかり方がどうなったかということで、七八・二%の方がかかりやすくなったと答えています。そして、下の段ですが、免除される前はどうかだったのかといいますと、我慢をしていたが三一・二%、回数を控えていたが五九・九%、合わせると九一・一%の方が、結局、免除があるまでは何らかの制限をしていた、自主的に制限をしていたということがわかると思うんです。

ですから、何か免除をすると医者にかかり過ぎるんじゃないかみたいなことを言う人もいますが、そうではなくて、これまで我慢をしていたんだ。それがようやくかかりやすくなったということで、歓迎されている制度なんだということをおわかっていただきたいと思うんです。

自由回答欄があるんですけども、例えば、二重、三重の被害を受けたので、医療費負担がないだけでも助かる。現在も通院しているが、一部負担になると受診を我慢する、ぜひ継続をお願いしたい。免除前と同様に我慢することになるだろう。今回、免除でしたので、もしやと思っていて病気が判明し、通院しています。つまり、免除がなければ、もしやと思う病気がわからなかった、そういうことがる語られているわけです。

ですから、免除制度があつてありがたい、助かつたと答えている被災者、一方では、仮設住宅など不自由な生活が続いている中で、被災者の状況は変わらない、あるいは悪化していると思うべきなんですね。ですから、今やめるべきではないと思いますが、いかがでしょうか。

○辻副大臣 現地の皆様方からの御意向を踏まえた御議論をしっかりと受けとめさせていただきたい、このように思うわけでありませうけれども、やはり、私どもといたしましては、阪神・淡路大震災において一年間の期限でやらせていただいたものを、状況の中で半年間を延長させていただいた。

そして、その半年間を延長したということの意味は、国保の保険料等は前年度賦課でございますので、前年度の、震災発生後の所得が反映される保険料になるということでもあるわけでございます。そういう状況の中で九月までやらせていただいて、それ以後、従前の、国保のもともとの制度の中での対応をさせていただきたい、このように思っているところでございます。

そして、それはやはり、限られた財源の中で他の一般の災害との均衡ということも考えなければなりませんので、そのような判断で対応させていただいたということでございます。

○高橋（千）委員 財源の問題ではないんじゃないですか。これまで平野大臣がお話ししてきたことから見てもそうですよ。

では、そこまで言うのでしたら、一体どれだけ財政に響くというんですか。

○辻副大臣 現在、全額補助させていただいておりますのは、一般会計のいわゆる税ではございませんで、国保の制度の中の特別調整交付金でもって対応しているのが現行でございます。そしてまた、十月以降も国保の特別調整交付金の中で対応しよう、こういうことでございまして、財源という意味では国保の財源の中でのやりくりということでございますので、そういった意味では、一定の制約がある、こういうことでございます。

○高橋（千）委員 ということで、国保の中でのやりくりですから、国が丸々負担しているわけじゃないんですよ。結局それは自治体にはねていくじゃないですか。目の前に困っている人たちがいて、自治体はこれまでと同じように続けたい、だけれども国は支援を打ち切るとなれば、結局そこが自治体にはねて、もっと財政の厳しいところにしわ寄せが来るんですよ。

そういうことをきちっと見ていただきたいということを重ねて指摘したいと思います。これはまだ結論を出さないでほしいと重ねて指摘をしたいと思います。

そこで、ちょっと参考になるかと思いますが、資料の二枚目を見ていただきたいと思うんです。

これは山形新聞の六月二十一日付です。「就学援助千六十六人」というタイトルがあります。これはちょっと大きな書き出しのところを見ていただければと思うんですが、東日本大震災に伴って避難生活を送る小中学生に対する市町村の就学援助について、これは山形新聞が調べて、二〇一一年度が二十八市町村で計千六十六名いたことがわかったんですね。これは比較していただくとすぐわかるように、ところが、今年度は四百六十名に減っているんです。その記事で説明しているのは、背景にあるのは、今年度から就学援助制度本来の基準に近づけると。

つまり、これまでは被災者ということで弾力的な運用をしていたんだけど、今までのような就学援助の見方でやっているというところがあるのでどうしても減ってしまったのではないかと、問い合わせがあるんだけど限界があるという山形市の声ですとか、所得にかかわらず支援していたけれども十二年度は所得基準を設けたという米沢市の例とかを書いているわけでありませう。

本当は、これは文部科学省が、国庫補助十分の十という形で、被災者に考慮した弾力的な運用を行って支援をしていたと思うんですね。当然、これは今後も自治体に負担なく継続してほしいと思つているわけですが、どのようになっているのでしょうか。

○高井副大臣 東日本大震災で被災して就学が困難な状況となった児童生徒に対する就学援助事業については、従来から実施している就学援助事業とは別に、平成二十三年度補正予算において、被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金ということで、全額国庫負担ということで措置をいたしました。

この臨時特例交付金は、平成二十四年度から二十六年度までの三年間にわたって必要な就学支援を行うということができるよう必要の経費を措置したということをございますけれども、この事業は、被災児童であり、就学困難な状況となった児童または生徒というものを対象にしておりますが、その具体の認定要件につきましては、実施主体である各市町村教育委員会において判断することというふうにしておりまして、認定の手続についても可能な限り弾力的に行うように要請してきているところであり、委員の御指摘のとおり、これからも弾力的に要請をきちっとしていきたいというふうに思っております。

この実施主体である市町村教育委員会においてこれからも配慮をしていただくように、また弾力的な運用が行われるように、引き続きしっかり要請してまいりたいと思っております。

○高橋（千）委員 山形市の自主避難の問題を前に取り上げたことがあったんですけども、やはり、自治体にしてみると、もともと自治体の住民である、そして援助が必要ないろいろな方たちがいるという中で、なかなか被災者にだけということが難しいということが背景にあるのかなと思うんです。

でも、今お話があったように、別枠の臨時特例交付金という形で、しかも二十六年度まで実施をされるわけですし、避難をしているという特別な事情、母子が別れて暮らしているという状況もあるわけですから、本当にそれがきちっと地元の住民にも理解をされて、それで分断にならないようにきちっと周知徹底をしていただいで、大いに活用していただけるようにしていただきたいなと思います。

やはり、別枠でなきゃだめなんですよ。これを辻副大臣にもう一回言いたかったわけでありまして。同じように制度の枠の中でやると矛盾が生じるわけですので、ぜひ文科省には引き続いて、今お話していただきましたので、周知徹底をお願いしたいということと、厚労省もそういう視点で考えていただきたい、これは要望にとどめたいと思います。

次に、午前からも、秋葉委員も繰り返し取り上げてきたことでありますけれども、党としても市議会でも繰り返し求めてきた被災土地の買い取りの問題であります。先ほど来聞いていても大変つれない返事が繰り返されておりますけれども、防災集団移転促進事業における移転料が、建物が残っていないと全然出ないという問題です。

それで、資料の三枚目を見ていただきたいんですけども、これは六月二十二日に仙台市議会が出している意見書であります。「一日も早い復旧・復興に向けた支援拡充を求める件」ということで、全部は読めませんので、真ん中にアンダーラインを引かせていただきました。

それで、「防災集団移転促進事業において、国庫補助による移転跡地の公費買取りには移転跡地に残存する住宅等の移転料が含まれるところ、当該移転料は住宅等の被害が大きいほど低く算定され、」ここが大きなポイントなんです、ね、「被害が大きいほど低く算定され、津波で流出した住宅等は補助の対象とならず、さらに、本市はこれまで公費による被災建物の解体撤去を推進してきたところ、すでに解体撤去された住宅等も補助の対象とならず、事業の進行を阻害する要因となっている。」ということで、被害が大きいほど逆に低くて、そして流出すれば対象とならなくて、市が率先して解体をやりましようと言ってきたら、逆にそれがあだになってしまったと言っているわけです。

どう考えても矛盾する話ではないか。制度の枠でできないことであれば、制度を柔軟に対応する、大臣特認という制度もあるはずですから、そういう見方ができるのではないか。まず、国交の津島政務官をお願いします。

○津島大臣政務官 高橋委員の質問にお答えをさせていただきます。

今先生御指摘の防災集団移転促進事業に伴います移転促進区域内の土地買い取りに伴う建物移転料につきましては、他の公共事業と同様でありますけれども、土地の買い取り契約時点における建物の状態に基づいて算定されるものであるため、その時点で既に存在しない建物につきまして、存在した時点での評価を想定して移転料を支払うことはできないというのは事実であります。

しかし、なお被災地の円滑な復興を図るためには、防災集団移転促進事業により移転される被災者の負担ができる限り軽減されることが重要であるということは認識をしております。

移転先で宅地を取得して住宅を建設する場合がありますが、住宅金融支援機構による災害復興住宅融資、あるいはまた、防災集団移転促進事業によるローンの利子相当額補助などの措置によりまして住宅の再建を支援することとしております。

また、自力での住宅建設が難しい移転者につきましては、地方公共団体による災害公営住宅の整備に対する支援を充実しているところであり、国土交通省といたしましては、一日も早い復興が実現するよう、引き続き必要な支援を行ってまいりたいと考えております。(以下略)